

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南会津町長 渡部 正義

市町村名 (市町村コード)	南会津町 (073687)
地域名 (地域内農業集落名)	荒海地区 (中荒井・川島・関本・藤生・古今・糸沢・羽塩・滝原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・調査の回答で「後継者がいない」と回答した人が7割に上り、後継者不足が進んでいる。また、耕作地については、場所によっては山間部、小面積、湿田など耕作条件が悪い水田があり土地利用型作物(水稲)の栽培が困難な箇所がある。
・近年はイノシシ、サル、シカ等による獣害で栽培意欲が低下しており、離農者や遊休農地増加への影響が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・後継者の育成や確保について検討しつつ、引き受け意向のある担い手を中心に、水稲生産や高収益作物の振興を図る。
・必要な生産基盤及び営農環境の整備を図り、担い手の効率的な土地利用を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	478.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	360.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落内の全農地において農業上の利用を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を基本に、認定農業者への集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業への理解を深め、現在利用権設定をしている農地については、満了に併せて農地中間管理機構への貸付へ促していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
作業の効率化や生産コスト低減により中心経営体の負担軽減と農業生産性の向上を図るため、必要に応じ近隣地区と検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAなど関係機関と連携し認定農業者や新規就農者の確保、育成に努める。また、集落内担い手にも高齢化・後継者不足の懸念があるため、後継者の確保について検討し、新たに引き受け可能な担い手の育成を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
組織化された事業体が存在しないため、集落内の担い手により維持を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策

研修会を開催し、専門家化から効果的な対策等を学習し、被害防止活動に活用する。
被害防止施設(ワイヤーメッシュ柵)を計画的に設置する。

⑦保全・管理等

農地の維持・保全を図るため多面的支払制度・中山間地域直接支払制度に可能な限り取り組む。